

議会運営委員会会議録

(令和3年2月22日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和3年2月22日（月曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和3年第1回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案 19件
 - 専決処分の承認 1件
 - 条例の一部改正 7件
 - 補正予算 5件
 - 当初予算 6件
 - 2. 議員提出議案 1件
 - 栄町議会会議規則の一部を改正する規則 1件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 2. 陳情 1件
 - 3. 議員派遣報告 1件
 - (3) 一般質問について 通告者 7名
 - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (5) 予算審査特別委員会の設置及び運営方法について
 - (6) その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君
委員 大野 信正 君
委員 大塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 橋本 浩 君

副議長 大野 徹夫 君

説明のため出席した者

総務課長 奥野 陽一 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和3年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。

委員の皆様並びに議長、副議長、また町執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、橋本議長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 浩君） 皆さんお疲れ様です。また今議会も、この議会運営委員会において議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、3月2日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が19件、その内訳といたしまして、専決処分の承認1件、条例の一部改正7件、補正予算5件、当初予算6件でございます。また、議員提出議案が1件でございます。なお、一般質問は7名となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

まず始めに、町長提出議案19件について、奥野総務課長より説明をお願いいたします。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） それでは私の方から、令和3年第1回栄町議会定例会への提出予定議案の概要をご説明いたします。

町からの提出予定議案等は、先ほど委員長からありましたとおり、専決処分を報告し承認を求めることについてが1件、条例の一部改正が7件、令和2年度補正予算が5件、令和3年度の各会計の当初予算が6件で、合計19件でございます。

始めに、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は財政課です。

内容につきましては、第21回千葉県知事選挙に伴う公示までの選挙事務に係る予算執行について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年度栄町一般会計補正予算第11号を定めることについて専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもので、千葉県知事選挙に伴う経費について歳入歳出それぞれ89万円増額するものでございます。

つづきまして、議案第2号、栄町行政組織条例の一部を改正する条例、所管課は総務課です。

内容は、行政サービスのオンライン化などについては行政手続と一体として推進する必要が

あることから、財政課の分掌事務のうちデジタル化に関する事務を総務課に移管するとともに、情報機器等の管理を財政課が行うことを明確化するものでございます。

つづきまして、議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。

内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、その感染症に係る作業に従事する職員への影響を鑑み、特殊勤務手当の特例を新設するものでございます。

つづきまして、議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例及び栄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課です。

内容は、令和3年度以降における会計年度任用職員の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正をするものでございます。

つづきまして、議案第5号、栄町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例、所管課は福祉・子ども課です。

内容は、子育てヘルパー派遣事業について、国等の補助制度を活用し、更なる利便性の向上及び妊婦に対する経済的負担の軽減を図るため、当該事業の対象者に妊婦を加えることに伴い、当該ヘルパー事業の名称を改正するとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

つづきまして、議案第6号、栄町介護保険条例の一部を改正する条例、所管課は健康介護課です。

内容は、第1号被保険者の保険料率が第8期介護保険事業計画において引き下げられることに伴う改正を行うものです。なお、これにつきましては、第1号被保険者の保険料率を引き下げる改正を行うものですが、明後日、2月24日水曜日に栄町高齢福祉推進協議会に諮問して答申を受けて決定するものです。ということですので、議案の配付につきましては今日お配りできませんで、26日の金曜日に補正予算と一緒に配布すると聞いておりますので、よろしくお願いたします。

つづきまして、議案第7号、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例でございます。所管は健康介護課です。

内容は、指定地域密着型サービス等に係る基準等の改正を踏まえ、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、高齢者虐待防止の推進その他所要の改正を行うものです。

つづきまして、議案第8号、栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例、所管課は住民課です。

内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義として条例中で引用していた同法の規定が削除されたので、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を設ける改正を行うものでございます。

つづきまして、議案第9号から第13号までは、令和2年度における5会計の補正予算につ

いて、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

本件につきましては、誠に申し訳ございませんが、現在、調整中ですので、概要についてのご説明とさせていただきます。

始めに、議案第9号、令和2年度栄町一般会計補正予算第12号の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億1,800万円を増額する予定です。

つづきまして、議案第10号、令和2年度栄町国民健康保険特別会計補正予算第4号の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出約180万円減額する予定です。

つづきまして、議案第11号、令和2年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約160万円増額する予定でございます。

つづきまして、議案第12号、令和2年度栄町介護保険特別会計補正予算第4号の概要ですが、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約250万円増額する予定でございます。

つづきまして、議案第13号、令和2年度栄町下水道事業会計補正予算第4号の概要でございますが、規定の予算のうち、収益的収入を約3,200万円増額、収益的支出を2万円増額、資本的収入を約60万円増額する予定でございます。

つづきまして、議案第14号から第18号につきましては、令和3年度の5会計の当初予算について、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものです。所管課は財政課です。各会計別にご説明いたします。

初めに、議案第14号、令和3年度栄町一般会計予算の概要ですが、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ67億8,350万円とするものでございます。

つづきまして、議案第15号、令和2年度栄町国民健康保険特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億2,868万9,000円とするものでございます。

つづきまして、議案第16号、令和3年度栄町後期高齢者医療特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,158万円とするものです。

つづきまして、議案第17号、令和3年度栄町介護保険特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ17億4,068万6,000円とするものでございます。

つづきまして、議案第18号、令和3年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算の概要ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,428万円とするものでございます。

最後に、議案第19号、令和3年度栄町下水道事業会計予算の概要ですが、初めに3条予算の収益的収支の収入を6億4,335万8,000円、支出を6億3,635万7,000円とするものです。

また、4条予算の資本的収支の収入を2億6,423万8,000円、支出を3億5,597万1,000円とし、資金不足分につきましては内部留保資金により対応いたします。

以上、提出予定議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。

次に、議員発議案について、野平議会事務局長より説明をお願いします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、議員提出議案でございますが、発議案第1号、栄町議会会議規則の一部を改正する規則について、3常任委員長より提出していただくものでございます。改正内容につきましては全国町村議会議長会より、標準町村議会会議規則の一部が改正されました事によりまして、所要の改正を行うものでございます。なお、本日の全員協議会で発議案第1号の詳細等、内容説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。これについて何か質疑等ございますか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 続きまして議案第14号から19号までの令和3年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第14号から19号までの令和3年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、のちほど議会事務局長より説明をしていただきます。町長提出議案については、以上のとおりといたします。

つづきまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、令和2年12月期分から令和3年2月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情が1件提出されております。「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情書」がありましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、令和2年11月24日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。以上です。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。何か質疑ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたしま

す。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書一覧を配布させていただいておりますが、7名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、高萩議員、大塚議員、岡本議員、松島議員、大野信正議員、野田議員、塚田議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりでございます。以上です。

○委員長（野田泰博君） これに対して何か質疑ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。いつものとおり、現時点では（案）ということでご理解いただきたいと思います。

始めに、会期といたしましては、3月2日（火）10時に招集されまして、翌週12日（金）までの11日間となります。会議の内容としましては、初日2日は午前10時から、町長提出議案及び議員発議案の提案理由の説明となります。

そして、翌々日の4日（木）5日（金）につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、4日は総務及び教育民生常任委員会所管事項、5日は経済建設常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を10日（水）午前10時から4名、11日（木）は午前10時から3名といたしました。そして最終日の12日（金）は、10時から議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

つづきまして、議事日程でございますが、ただ今の会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日2日の第1号をご覧くださいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案及び議員発議案の提案理由の説明になります。また、日程第16の議案第14号から日程第21の議案第19号までの、令和3年度予算については、総括質疑を行い、議長発議によりまして、予算審査特別委員会を設置していただき、直ちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、10日と11日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先程申し上げましたとおり、10日4名、11日3名という形で組みました。

そして、最終日、12日の第4号ですが、町長提出議案及び議員発議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、2番、石橋善郎議員、3番、大塚佳弘議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。ただ今、事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。次に、会期、議事日程は、ただ今の説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

次に予算審査特別委員会設置及び運営方法についてです。事務局長より説明をお願いいたします。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、お手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日2日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長を除く13名で構成いたします。審査日程は、4日（木）に総務常任委員会所管事項と教育民生常任委員会所管事項、5日（金）に経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長、総務課長及び、財政課長との全体質疑を5日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。

審査の方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室の告知板に掲示させていただきますと思います。提出期限につきましては、2月26日（金）の午後5時までということにさせていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおりに決定いたしました。その他で事務局から何かございますが、事務局長から何かございますか。野平議会事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということ、このあと全員協議会を開催いたしますが、場所は議場となりますので、よろしくをお願いいたします。また、執行部より8件の議題がでております。うち一件はうちの方ですね。よろしくお話ししたいと思います。その他で私の方から一点お願いがありますので、それは全員協議会の方でお話したいと思います。事務局からは以上でございます。

○委員長（野田泰博君） 何か他にございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） それではないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後1時54分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 3年 2月 26日

議会運営委員会委員長 野田 泰博